



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ピグーの所得税政策に関する一考察 : 論文「王立所得税委員会報告書」における議論を中心として
Author(s)	山本, 崇史
Citation	経済學研究, 61(4), 19-38
Issue Date	2012-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48693
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_61(4)_019.pdf



ピグーの所得税政策に関する一考察

——論文「王立所得税委員会報告書」における議論を中心として——

山 本 崇 史

はじめに

本稿で考察するピグー(Arthur Cecil Pigou, 1877-1959)は、実践に役立つ経済学の構築に尽力した人物として知られている。つまりピグーは、経済学を「経済学者がやり遂げようと努力している複雑な分析は、単なる鍛錬ではない。それは人間生活の改良の道具である」(Pigou 1920a, vii)として位置づけた。彼はこうした意識を念頭に置いて、様々な経済理論や経済政策の研究に従事した。その集大成と言えるのが『厚生経済学』(1920年)であり、各種経済理論や政策に関する著作として『産業変動論』(1927年)、『財政の研究』(1928年)、『失業の理論』(1933年)などがある。

こうして実践的な経済学者としての位置づけが可能なピグーであるが、実際のところ、彼の経済政策に関する具体像は、必ずしも十分に明らかになっていない。そこで本稿では、ピグー経済学から導出される具体的な政策論を考えるにあたって、彼の租税論、その中でも特に所得税論に焦点を当てる。

なぜなら、Clark(1952, 789-790)が指摘するように、ピグーは王立所得税委員会の一員として、内容に富む包括的な報告書の執筆の一翼を担っており、彼が委員として、英国の所得税改正に何らかの影響を及ぼしたと推定されるからである。またその報告書に基づいて実際に英国の所得税法の改正が実施されたと考えられるからである¹⁾。この理由に基づき、ピグーの租税論の中でも特に所得税論を考察する。

こうした状況を踏まえた上で、本稿の課題は、ピグーの所得税論、特に The Report of

the Royal Commission on the British Income Tax(1920b)に焦点を当てて、ピグーの所得税政策の具体像を明確にすることにある。この論文は、王立委員会の委員であったピグーの視点から、委員会勧告の内容を論じたものである。われわれはこの文献から、ピグーの見解と委員会の勧告との影響関係、具体的な政策を追求する実践家としてのピグー像をそれぞれ読みとることができる。

管見によると、王立所得税委員会の委員としてのピグーが研究対象となることは少なかった。その一例として、英国所得税における累進性確立の歴史を研究した Shehab(1953, 271n)は、王立所得税委員会について1章を設けて考察しているが、ピグーについては、脚注で簡潔に述べているに過ぎない。こうした状況に鑑みて、上述の問題関心に基づく本研究は、ピグー財政論から導出される具体的な政策論の明示という観点から、有意義である。そこで、考察を始めるに先だって、ピグーの所得税論及び財政論に関する従来の評価を明らかにしよう。

-
- 1) Shehab(1953)や古川(1972)も同様に、王立所得税委員会の勧告内容が1920年の所得税改正に取り入れられたことを指摘している。加えて古川は、この王立委員会が有した意義を以下のように述べている。すなわち、1910年のロイド・ジョージによる改革によって、英国の所得税が、差別性、累進性、免税ないし軽課などの人的配慮を伴う現代的な所得税に移行した。しかしこの移行は原理の面に留まったのであり、実際には、旧来の源泉課税や比率的性格が強く残るという矛盾が存在していた。第一次大戦中に顕在化した、そうした矛盾の解決を任務としたのが、「王立所得税委員会」だった、というわけである。

所得税論を含む財政論全体に関する先行研究は、理論的特徴を明らかにする研究と、財政思想史の点からピグーを考察する研究との二つに大別される。われわれは、前者の先行研究として、Schumpeter([1954]1994)、井出・宇田川(1955)、Musgrave(1959)、中村(1961)、Collard(1999)、本郷(2007)、山本(2010)等を挙げることができる。これらは、ピグー財政論の理論的特徴の析出に重きを置いた研究と位置付けられる。確かに、これらの諸研究には、「厚生経済学」の応用領域としての財政論という位置づけ、規範的な接近法の使用、能力説、均等限界犠牲、「告知効果」、限界分析等のピグー財政論の特徴を明らかにしたという意義は認められる。しかしこれらの諸研究が、本稿のように、ピグーの所得税理論の研究に留まらず、そこから導出される政策を具体的に明確にするという観点から十分に考察したものである、とは言い難い。

こうして従来の先行研究では、「ほかのケンブリッジ経済学者と比べても、ラムゼーを除けば、この領域[公共経済学 public Economics]で彼に比肩する者は皆無であり、実際ピグーは当時の英米圏では最も優れた財政理論家の一人であった」(本郷 2007, 180, []は、引用者による補足を示す)と指摘されているように、ピグー租税論の理論的側面の考察が主流となっていた。

それに対して、坂入(1989)や池上(2002)は、財政思想史の観点からピグーを考察している。坂入は、ピグーの経費分析²⁾、最小犠牲説、財

源選択としての租税と公債の選択、等に焦点を当てて、ピグーをドールトン等と共に 20 世紀初頭における代表的な財政思想家として位置付けている。他方で池上は、「彼[マーシャル]の後継者であった、A.C.ピグー(1877～1959)は、現代の厚生経済学や環境経済学が理論と応用の両面で活用している、『外部不経済』あるいは、『社会的費用』の概念を発展させることによって、財政思想の歴史の中で、画期的な業績を残した」(池上 2002, 87)と述べるように、外部不経済や社会的費用に関する議論に主に焦点を当てて、財政を通じたピグーの所得再分配政策を肯定的に評価している。

これら二つの研究は、ピグーを 20 世紀における代表的な財政思想家として位置づけ、特に「ピグー税」を念頭とした外部不経済論の政策への応用に対する彼の貢献を析出した点で有意義である。それでもこれらの研究は、本稿のようにピグー租税論の中核をなす所得税や所得税政策を主たる考察対象として据えたものとは必ずしも言えない³⁾。

では本論に進む前に、ピグー財政論について簡単に確認しておくことにしたい。われわれはピグー財政論の代表的文献として、以下の文献を挙げることができる。すなわち、*Protective and Preferential Import Duties* (1906)、*The Economy and Finance of the War: Being a Discussion of the Real Costs of the War and the Way in which*

この支出論に関しては、政策への適用がすでに論じられている。すなわち佐藤によると、上述の二つの支出分類が、1930 年代以降、特に第二次大戦後に発展した国民所得計算ないし国民経済計算の中に、移転的経費と財貨・サービス購入を区別する形で、また財貨・サービス購入をさらに投資的経費と消費的経費に区別するという形で、取り入れられた(佐藤 1982, 110-111)。

2) ここでいう、経費とは expenditure のことであると思われる。以下では、議論の整合性を保つため、支出という訳語で統一する。

またその他に、ピグーの支出論を肯定的に評価した先行研究として、佐藤(1982)を挙げることができる。この研究では、移転的支出と非移転的支出の区別が財政学におけるピグーの貢献として評価されている。両支出の詳細については、Pigou(1928, 19-20); Pigou([1947]1999, 19-23)を参照されたい。

3) 従来の研究では、ピグーの財政論として「ピグー税」を考察することが多かった。しかし、ピグーが財政論において詳細に検討した租税は、むしろ所得税や相続税などであり、実際の彼の関心は「ピグー税」だけでなく各種租税にもあった。

They should be met (1916), *A Capital Levy and a Levy on War Wealth* (1920), *The Economics of Welfare* (1920), *The Report of the Royal Commission on the British Income Tax* (1920), *Political Economy of War* (1921), *A Study in Public Finance* (1928)である。各文献の内容を簡単に述べると、1906年の著作は関税改革論争期に書かれたものであり、どちらかと言えば貿易政策論である。ただし、広く国家財政を捉えて、関税や内国消費税による国家収入の議論をしているという点では、財政論と位置付けることも可能である。

続く二つの著作は、ピグーが第一次世界大戦期という当時の社会的状況に呼応して、戦時財政の研究を重点的に行ったことを如実に示す⁴⁾。これら戦時財政の研究は、『戦争の経済学』においても同様に継続されており、『戦争の経済学』は版を数度重ねている。

そして主著である『厚生経済学』初版にも財政を扱う章が設けられていた。つまり第4編「国民分配分と政府財政」であり、そこでは「厚生経済学の命題の応用」の観点で各種租税や公債が論じられていた⁵⁾。こうした長きにわたる思索の集大成と言える著作が『財政の研究』であり、『厚生経済学』における財政論を拡大・詳述した内容である。

以下、本稿のⅠでは、王立委員会の報告書が執筆された当時の英国所得税制を簡単に振り返る。そしてⅡでは、1920年に公表された論文「王立所得税委員会報告書」(以下、「報告書」と略)を主に取り上げる⁶⁾。各項では、ピグーが議論した個別の内容を示すとともに、内容の補完のために『厚生経済学』初版や『財政の研究』を併せて参照する。議論を先取りすると、ピグーが取り上げた主たるテーマは、所得税の対象となる所得の扱い、同額の所得を有する夫婦間の差別化、課税免除の範囲、勤労所得と不労所得、課税対象としての単身者と夫婦及び子どもの扱い方、課税の累進化、企業にまつわる所得に対する租税のあり方、など多岐に渡る。この2節を通して、上述のようなピグーの論点に基づく、所得税政策の具体像について考察する。

結論を先取りすると、ピグーの議論は当時の税制上の問題点を浮き彫りにすること、そしてその問題点の克服を踏まえた上で具体的に政策を提示することに主眼を置いたと考えられる。他方で、1912年の『富と厚生』において完成を見た「厚生経済学」、租税原理の中核となる「公平」原理、厚生経済学三命題などから導出される一般的な租税論などが、所得税政策の下地になっていることも同様に想起できる⁷⁾。そしてそうした理論に基づき、さらに行政上の実行可能性を踏まえた上で政策の提示を行った、と考えられる。そうした政策の具体的な提示が、彼の論文である「報告書」に垣間見える、というのが本稿の主張である。

4) 本郷(2007, 180)は、さらに進んで、こうした戦時財政の研究がピグー財政論の形成・発展に大きな影響を与えたと解釈している。

5) だがその存在は、ピグー経済学の研究者以外では、それほど知られていなかったと思われる。なぜなら、最終版である第4版には、体系的な財政論がすでに存在しないからであり、また日本語による翻訳も、第4版を底本としたからである。

その一方で、租税が第4版で全く扱われなかったと断定することはできない。なぜなら、国民分配分の分配に寄与する道具として所得税や相続税が位置づけられているからである。むしろ、詳細な租税論は『財政の研究』に譲り、結論だけを『厚生経済学』第4版で論じたと解釈するのが妥当であろう。

6) 『厚生経済学』初版も「報告書」も同じ1920年の文献であり、同様に所得税を論じたものであるが、その内容は若干異なる。すなわち後者が、現行の所得税法の不備とその対策、及び具体的な政策への言及に主として重点を置いたのに対して、前者は所得税と支出税との対比にどちらかといえば重点を置いたように考えられる。前者の詳細については、Pigou (1920a, 624-639)や山本(2010)を参照されたい。

I ピグーの所得税論の背景にある所得税制

ここでは、いかなる現実の政策が、ピグー所得税論の論点の背景にあるかを考察する。そこで、英国所得税制の変遷を辿り、その後ピグーの議論との関係について考察する。以下の英国税制に関する議論は、代田(1999)に依拠している。

1-1. 1920 年以前の所得税と超過税

ピグーの所得税論の背景には、第一次大戦に伴う財政の悪化、そしてそれを緩和するための直接税の比率増加という社会状況がある。つまり戦時においては、直接税増税の中心が所得税であり、これを相続税や超過税⁸⁾が補完していた(代田 1999, 21)。では、所得税の税率や控除は具体的にどのような数値だったのか。

所得税の標準税率に関しては、第一次大戦以後徐々に引き上げられた。具体的に見ると、戦前では1ポンド当たり1シリング2ペンスであった税率が、1914年には1シリング8ペンス、1915年には3シリング、1916年には5シリング、1918年には6シリングへと上昇した。また、この時期において標準税率を適用された納税者は年所得3000ポンド以上の人物であり、同時に平均的労働者の所得水準が1920年において120ポンドであることに鑑みると、富裕層が標準税率の対象となったことが分か

る。

他方で年所得3000ポンド以下の納税者に対する税率は、どうか。戦前では、160ポンド以上2000ポンド未満の所得階層では、1ポンド当たり9ペンス、2000ポンド以上3000ポンド未満では1シリングだった。その後1916年に改正が行われ、課税最低限が120ポンドに低下したと同時に、130ポンド以上500ポンド未満の所得階層では1ポンド当たり2シリング3ペンス、500ポンド以上1000ポンド未満では2シリング6ペンス、1000ポンド以上1500ポンド未満では3シリングとなった。こうした税率の変化から見て、大戦後において富裕層から勤労所得者へと課税対象者が徐々に拡大してきたという英国の社会状況を窺うことができる。

加えて、王立委員会が議論の対象とした当時の税制においても、様々な租税控除が行われていた事実がある。すなわち第一に、委員会が議論した当時においても、課税最低限が設定されていた。具体的には、1911年から15年までは160ポンド、その後1916年には120ポンドに引き下げられて1920年まで続いた。第二に1915年には25ポンドの児童控除が導入され、その後1919年には50ポンドに引き上げられた。第三に、1918年には25ポンドの配偶者控除が導入され、1919年には50ポンドに引き上げられた。第四に、扶養家族控除が同様に1918年に導入され、その額は25ポンドであった(代田 1999, 21-22)。

これら所得税と並んで、ピグーは「報告書」において超過税も考察対象とした。超過税の課税最低限は戦前においては5000ポンドであったが、1914年には3000ポンド、1918年には2500ポンドに徐々に引き下げられた。また税率に関しては、戦前は1ポンド当たり6ペンスの単一税率であったが、1914年には最低で1ポンド当たり9ペンスから最高で1シリング9ペンスに変動する累進税率が導入された。さらに1918年には累進税率が引き上げられ、最低1ポンド当たり1シリング6ペンスから最高4

7) われわれは、所得税政策の背後にある理論として、厚生経済学三命題との関係でピグーが重視する「告知側面」及び「分配側面」、また課税負担の「公平な」分担、「厚生」の減少を意味する「犠牲」に関する理論、特に「最小総犠牲」と「均等犠牲」などを指摘することが可能である。これらの理論については紙幅の関係上、詳細に論じることとはできない。詳細については、山本(2010, 83-86)を参照されたい。

8) 超過税(supertax)とは、個人の一定水準以上の高額所得を対象とし、所得税に追加して課税する租税である。また、個人だけが対象であり法人は対象外である(代田 1999, 25)。

シリング6ペンスに変動する累進税率となった。

1-2. 1920 年以後の所得税及び他の租税

しかし 1920 年代になると、所得税の標準税率は徐々に低下していった。すなわち、1922 年には 1 ポンド当たり 5 シリング、1923 年には 4 シリング 6 ペンス、1925 年には 4 シリングへと引き下げられた。ここから、20 年代に入ると、「産業救済のための所得税減税策」(代田 1999, 55)へと舵が切られたことが分かる。

こうした所得税減税策は、あくまでも産業の救済を目的としていたものであり、必ずしも勤労所得者の負担軽減を目的としたものではない。なぜなら、「間接税や社会保障による所得再分配を除外して、所得税などの直接税の負担に限定する限り、個人富裕層の負担を勤労層の負担が上回っていた可能性が高かった」(代田 1999, 56)からである。

他方で、1920 年代には、相続税の大幅な増税、所得税や超過税の累進性の強化という側面もある⁹⁾。その理由として従来から指摘されているのが、1920 年代の資本課税構想¹⁰⁾である。つまり、「財産課税構想は消滅したが、その代償として所得税、超過税そして相続税がかなりの程度増税された。換言すれば、税制の累進性が総合的に強化されることとなった」(代田 1999, 75)。さらに、累進税制の形成過程は低所得階層の税負担増加を伴っていたという側面も指摘されている。

こうした所得税制などを背景にして、王立委

員会は議論を進めたと考えられる。また 1920 年以後の税制においては、以前よりもまして租税の累進性が強化されたという事実があった。では、王立委委員会の一員として参加したピグーの所得税政策論はいかなる内容なのか。次項では、ピグーの視点から王立委委員会の議論を考察した「報告書」の内容を具体的に論じ、本稿の課題解決の前提条件を明確にすることにしよう。

II 「報告書」から見たピグー所得税政策論の特徴

上述のように、ピグーには貿易政策や戦時財政の研究に代表される、財政論者という一面があった。こうした研究の経緯、そして何よりも英国を代表する経済学者であることもあって、ピグーは王立所得税委員会の委員に選出されたと思われる。ピグーは、その委員会が果たした役割を次のように語っている。

王立所得税委員会は、国の租税制度全体の検討を指示されたわけではない。……その機能は、はるかに限定されたものであった。つまり、所得税をありのままに取り扱い、そして所得税によって徴収される貨幣量が目下のところ維持されなければならないだろうという仮定に基づくときに、租税の増大と共に必然的に増加した様々な変則的な租税や租税の不公平及び複雑化を、—世界がいまだかつて知らないほどに、恐らく最も強力な—この[租税]収入のエンジンを以前よりも一層公平に、そしてそれ程煩わしくなく、だれど効果的にさせるように、どのようにして最善に治療し、あるいは和らげることができるだろうか、というものである(Pigou 1920b, 607)。

ここからピグーが、現実の租税政策に役立つような方策の提示に議論を集中させ、確実に果実を得るように努力したことが分かる¹¹⁾。実践に役立つような方策を提示するという、ピグーの初期からの理想¹²⁾は、この王立委委員会において

9) 所得階層別の税負担の具体的数値、及び税負担の上昇幅については、代田(1999, 75-77)を参照されたい。

10) ピグーは、1924 年に発足した「公債と租税に関する委員会」(通称コルウィン委員会)の公聴会において資本課税に関する証言を行った。彼の立場は、資本課税に反対するものだった。資本課税に対するピグーの詳細な見解については、別稿に譲ることにしたい。

も踏襲されていた。

以下では、従来の所得税に付随していた難点を、ピグーを含む委員会がどのように理解し、そしてそれを克服しようとしたかについて、いくつかのテーマに沿って示すことにする。ピグーは、従来の所得税制が孕んできた問題点をまず明らかにし、その上で自説を論じ、最後に委員会の見解を述べるという方法を採用している。本稿も彼の方法に則り、三段階でピグーの議論を整理する。

1. 所得税の対象となる所得の扱い

最初に議論の俎上に上がったのは、所得の定義である。なぜなら、所得税の課税対象となる所得に何を含めるかを正確に決定することが何よりも必要だからである。この点についてピグーは、定義に関する問題の難しさを以下のように語っている。すなわち、「実際には、それ(所得税が課せられる所得の定義)は格別に難しい問題であり、そして数々の困難な諸関係において、ややこしい諸問題を引き起している問題である」(Pigou 1920b, 607-608)。では、どのような点が、解決困難な問題だったのだろうか。

1-1. 貨幣所得と実質所得

第一の問題は、貨幣所得と実質所得との関係から発生する問題である(Pigou 1920b, 608-609)。具体例の一つとして挙げられているのは、妻が夫に料理を作る際に提供するサービスと、雇われた家政婦が雇い主である男性に料理を作る際に提供するサービスという異なる二つのサービスの存在である。この場合に、両方のサービスに関して、その実質所得に関しては何ら実質的な違いはない。しかし貨幣所得の点でみた場合には、両者の間に違いが生ずる。なぜなら家政婦は、サービスの対価として賃金の支払いを受けるのに対して、家庭の主婦が提供するサービスに対しては貨幣の支払いが行われないからである。

上記の例で明らかなように、貨幣所得が実質所得と一致するとは限らない。そうだとするならば、理論上は、所得税の課税対象となるべき所得は実質所得であり、貨幣所得ではない。しかし実際に、実質所得を課税対象にして成功することは、非常に限られているとピグーは理解している。なぜなら、実質所得は貨幣で表示されておらず、併せて、所得の価値評価が困難な状況にしばしば遭遇するからである。

この点についてピグーは、所得を得る所有財産によって、課税に差異を設けるという点で、従来の英国所得税法に不備があったと認めている。つまり、ある人物が自分の持家に居住する場合に、その人物がその家を他人に貸すことで得られる貨幣所得によって示される実質所得を、その家から受け取ると仮定していること、そしてその所得に応じて所得税が課税されること、その一方で家具、ヨット、自動車の場合にはこうした対応が行われないこと、等の不備である。

こうした議論を踏まえた上でピグーは、以下の案を提出するに至っている。すなわち、家や土地という特別のケースにおいてのみ、上述のようなルールで課税を実施し、この場合には実質所得ではなく貨幣所得に基づいて課税を行う

- 11) こうしたピグーの立場は、『財政の研究』にも明確に表れている。つまりピグーは、財政学が通例扱うような領域の全てを研究することよりも、研究領域を限定して、「厚生経済学」を含む自らの経済学体系に合致するような財政上の問題を研究することを選んだ。このこともあってピグーは、自らの著作を『財政学 *Public Finance*』ではなく、『財政の研究 *A Study in Public Finance*』と命名している(Pigou 1928, v)。
- 12) ピグーは、1908年にケンブリッジ大学経済学教授就任記念講演で、自らの理想を以下のように語っている。すなわち、「人間社会に関する諸科学では、光明を生み出すというそれらの魅力はそれ程重要だと考えられることは決してなく、それらがわれわれの尊重に値するのは主として、光明よりも果実への見込みによってである」(Pigou 1908, 10-11)。

ことが強いられるだろう、という案である¹³⁾。

ピグーによると、王立委員会は主としてこの規則を受け入れたが、その一方で委員会は、雇用から得られる通常の報酬の一部が物品であるときには、こうした物品による報酬を課税対象としての所得に含むという提案をした。以上から、ピグーが所得税の対象である所得に付随した従来からの問題、つまり実質所得と貨幣所得という二つの所得が厳密には一致しないという問題に正面から取り組んだこと、そして価値把握が比較的明瞭な貨幣所得を採用するという方向性を導出したことが明らかとなった。

1-2. 総所得と純所得

課税対象となる所得の扱いに関して、ピグーは総所得と純所得との間の区別についても考察している(Pigou 1920b, 609-610)。彼は、この二つの所得に関する明白な事実として以下の二点を指摘している。つまり二つの所得のうちで、所得税の対象として適当なのが純所得であること、収入を得る過程で何らかの料金負担が生ずる場合には、課税所得の査定前にこれらの料金負担を斟酌すべきであること、この二つである¹⁴⁾。

しかしピグーは、ここで新たな問題、つまりどの程度この種の斟酌を拡大するかが必ずしも明瞭でないという問題が生ずることを率直に認めている。例えば、食べ物や衣服に対する支出

は、食事をせず、服を着なければ何の稼ぎも得られないという理由で、収入を得るための経費の一部と見なされることがある。しかしピグーの理解では、従来、所得が実際に生ずる仕事と直接及び特別に関連して生ずる経費だけが、斟酌されるべき唯一の経費であると一般に認められてきた¹⁵⁾のであり、また王立委員会がこの状態に対する変更を提案することも無かった。

さらに、総所得と純所得との区別を議論する場合には、所得と資本との区別という、一層仕分けが困難な区別が緊密に関連するとピグーは指摘する。特に、後者の区別に付随して、所得税の対象となる所得に関して、その所得が資本への付加物か、あるいは資本からの損失物かについて、従来の議論では何ら考慮されてこなかったという認識が併せて表明されている。

そのうえでピグーは、二つの問題を提起する。すなわち、所得の産出のために機械を使った場合に、その消耗した機械の摩滅が、純所得が算定される前に斟酌されるべき資本の損失であるか、もしくは総所得への埋め合わせであるかという問題、機械の価値低落が斟酌される場合に、建物、老朽化、鉱山の立坑、減耗資産などの価値低落はどのように斟酌されるかという問題、これら二つである¹⁶⁾。

ピグーは、王立委員会がこれらの問題に対し

13) 後の『財政の研究』においても、議論の前段階として実質所得と貨幣所得の区別に関する考察が行われた。その結論は、「報告書」と同様である。すなわち「現在組織化されたような文明化した諸共同体において、たまたま実質所得のはるかに大きな部分が貨幣所得によって代表されるので、収税吏の標準規格として実質所得の代わりにそれ(貨幣所得)を利用することに伴う誤りは、わずかに小さな誤りであるに過ぎない」(Pigou 1928, 98-99)。

14) ピグーは、労働の際に用いる道具や衣服などに関する費用を必要経費として見なすように、斟酌がなされるべきであると考えている(Pigou 1920b, 609)。

15) 『財政の研究』においても、こうした立場は変わらずに貫かれている。すなわち、「われわれの現在の目的のために、所得が得られる仕事もしくは設備と即時的並びに特別に関連して背負い込まれる支出だけが経費として計算されるべきである、ということが至る所で同意されている」(Pigou 1928, 100)。

16) 資本減耗による価値低落と所得との関係については、『財政の研究』でも同様の問題提起が行われている。さらに『財政の研究』では、価値増加に関する議論も追加されている。結論だけを述べると、現実には価値が増大するならば、理論上それは数えられるべきである。しかしながら、価値増大が専門的なディーラーによってもたらされるときを除き、管理上の観点から、この型の価値増大は考慮から除外するように強いられる(Pigou 1928, 100)。

て以下のように対処するように勧告したと論じている。つまり、資本の減耗が所得の産出において必然的に付随するときには、その資本の減耗に対する斟酌を現在よりも幾分さらに進める、という勧告である。ここで着目すべきは、減耗する資産の全てが斟酌されるのではなく、あくまでも所得を産出する資産が斟酌の対象となるという観点である。こうして限定を設けることで、所得と資本との区別という解決困難な問題への解答が提示されるに至った。

2. 同額の所得を有する夫婦間の差別化

ピグーがここで問題としたのは、課税対象となる自然人(natural person)における、適切な課税評価単位である(Pigou 1920b, 610-612)。ピグーによると、所得税に関しては従来、未婚の人は個人、また既婚の人は夫婦が、その適切な単位であるとされてきた。しかしながら、こうした分類に対しては、ピグーが認めるように、以下のような不平・不満が浴びせられてきた。すなわち、所得 1000 ポンドに対する税率が所得 500 ポンドに対する税率よりも高いので、1 年につき 500 ポンドの所得を有する二人が結婚する場合には、その二人から徴収する課税額が結婚前よりも結婚後に一層大きくなるという不満である。

その一方でピグーは、所得税の課税対象である夫婦の扱いに関して、従来の所得税法に鑑みて、以下の三つの事実を指摘する。

第一に、現存の社会制度下で、人口の大部分に関して、夫と妻の所得は生活をともに送るという目的のために、確かに共通の財産となっている。

第二に、夫婦が二人で一緒に生活を送るための費用は、ある男性とある女性が別々に生活を送るための費用の合計額よりも少ない。それ故に、他の事情が一定ならば、夫婦には一層多くの担税力があることになる。

第三に、一年に 1000 ポンドの所得を稼ぐ夫と何も所得を稼がない妻から成る夫婦は、明ら

かに、1 年に 500 ポンドずつの所得を稼ぐ共稼ぎの夫婦と同じ課税負担能力を有する。

この場合に、夫婦の所得を共同所得として査定する現存の制度下では、共稼ぎの夫婦は、そうでない夫婦と同率の所得税を負担することになる。他方で、夫と妻の所得を別々の所得として査定する制度を採用すれば、1000 ポンドの所得を有する夫婦に対する総課税額は、二人の配偶者が 1000 ポンドの獲得に貢献する度に依じて、広く変化することになる。後者のケースでは、一方の配偶者が所得の全てに貢献した場合と、二人の配偶者が同じ貢献をした場合とで、課税総額が大きく異なることになる。ピグーは、これが明らかに不公平であると考え、さらに課税額の減少をもくろむ不正や課税収入の莫大な損失が発生することを危惧する。

ピグーによると、これらの考察を踏まえて王立委員会は、事実上現在の制度を維持すべきという実質的な合意に至った。だからといって、同所得を有する全ての課税対象者の税率を一律にすべきと主張したわけでない。委員会の主張の核心は、既婚者に関する課税査定の基礎が夫婦の共同財産であること、そしてたとえその共同財産が夫と妻の間で分割されようとも、課税負担が同じということだった。

この領域におけるピグーの貢献は、同額の所得を有する夫婦であっても、その所得獲得方法に差異があり、また単身者と夫婦及び夫婦間においても担税力に差異があることを明確にし、こうした差異を考慮した公平な課税方法の提示に尽力したこと、である。

3. 課税免除(課税最低限)の範囲

租税負担の公平化を図るためには、担税力に依じた税率軽減のほかにも、そもそも課税を免除する方法がある。英国でも、ある特定の最低限以下の所得しか持たない人々に対して、所得税を免除する方法が採用されてきた。課税免除の範囲は、第一次大戦前は 160 ポンドだったが、戦時中は 130 ポンドにまで下がった。しかしこ

うした削減の効果は、未婚男性や未婚女性を別として、妻に対する手当(wife's allowance)や児童手当(children's allowance)の作用によって大幅に相殺された。こうした事態を踏まえて、王立委員会は課税免除の範囲を明確化する作業に取り組んだ(Pigou 1920b, 612-614)。

そこで委員会は、様々な手当と結びついた、ある額の単一の免除範囲を策定する代わりに、対象者ごと¹⁷⁾に別々の明確な免除範囲を示すという案を提出した。こうした案を採用することで、委員会は多くの誤解が帳消しにされ、そしてこれらの誤解の結果として純粋に生ずる、所得税制度に対する多くの不平・不満が除去されることを期待した。

ただしピグーは、この委員会の案だけで満足したわけでは決していない。というのも、免除範囲の具体的な数値を策定することなしには、実践に役立つ政策を提供することができないと考えたからである¹⁸⁾。

かくして王立委員会は、全所得が勤労所得である人々に対する適当な課税免除範囲として、以下の具体的な数値を提示した。すなわち、単身者に関しては150ポンド、子どもを持たない夫婦に関しては250ポンド、子ども一人を有する夫婦に関しては290ポンド、子ども二人を有する夫婦に関しては320ポンド、子ども三人を

有する夫婦に関しては350ポンドとし、以後子どもが一人増えるにつれて30ポンド追加する、という具体例が提示された。

他方で、所得の一部が不労所得である場合については、不労所得1ポンドを勤労所得の9分の10と同等になるように算定することによって、不労所得の課税免除範囲を勤労所得のそれよりも幾分引き下げるという提案が行われた。

ここに至り、納税者の担税力に応じて課税を行うことを原則とする、いわゆる「応能原理」にピグーが主に依拠していたことが明らかとなった。ピグーにとって、同額の所得に同率の税を課すという画一的な租税制度は、決して「公平な」課税ではない。またピグーは、数値を示して具体的な課税最低限を策定することで、明確な所得税制度の実現を図り、そのことによって多くの不平・不満が除去されることを期待したと言えよう。

4. 勤労所得と不労所得

前項の議論において、ピグーを含む王立委員会は勤労所得と不労所得とを区別したうえで、課税免除範囲を策定した。しかしピグーも認めるように、こうした議論においては二つの所得の線引きが曖昧であった。ではピグーは、この二つの所得をどのように把握し、両所得にどのように課税しようと試みたのか(Pigou 1920b, 614-616)。

ピグーによると、1907年以来、英国所得税法において勤労所得と不労所得¹⁹⁾との間で線引きがなされている。ここでいう勤労所得とは、事業主が自らの経営の下でその事業から得る所

17) その対象としてピグーが挙げたのは以下のとおりである。すなわち、単身者、子どもを持たない夫婦、子ども一人を有する夫婦、子ども二人を有する夫婦等である(Pigou 1920b, 613)。

18) 具体的な数値を導出するにあたって、ピグーは以下の点を考慮することが欠かせないと指摘した。すなわち、少額の所得しか持たない人々に対する間接税の帰着、最近生じた購買力の大幅な変化、国家が必要とする租税収入額の莫大な変化、人口の大部分を直接税の課税対象外にする余裕が経済的・政治的にどのくらいあるか、などである(Pigou 1920b, 613)。ピグーは具体的な数値を導出するにあたって、それが大雑把な当て推量や判断に基づくことを前置きしたうえで、それでも何らかの策を決定することが必要だと考えた。

19) ピグーは、不労所得という呼び方について、それを投資所得と呼ぶほうが一層望ましいと考えている(Pigou 1920b, 614)。その理由については、具体的に述べられていない。ただしピグーが、貯蓄を含む財産から新たな国民分配分が生産されるという、投資の側面を強調したかったことが理由であると推測することは可能である。

得を含むような、個人の尽力に基づいて発生する全ての所得を指す。他方で不労所得とは、大雑把に言って、財産から生じた全ての所得を指す。併せてピグーは、1907年以來、総所得が2500ポンドを上回る場合を除いて、不労所得に対する税率が勤労所得よりも幾分高かった事実を指摘している。

こうして、現実に勤労所得は不労所得に比べて、課税の面で優遇策を講じられてきた。しかしピグーによると、このように二つの所得の間で線引きをすることに関して、この区別をもちや保持し続けるべきではない、とする懐疑的な意見が当時から存在していた。こうした懐疑的な意見の根底に以下のような見解があることをピグーは指摘している。

第一に、ある民間人が自らの事業を株式会社化し、同時にその人物が実際には唯一の所有者である場合には、当該人物の所得の大部分は従来では勤労所得と分類されていたのに、現在では不労所得と分類されるに至り、結果的に以前よりも税率が高くなる。第二に、何らかの所得の分類を行う場合に、貯蓄や相続財産からの所得についても同様に扱い、大雑把な分類に満足し続けることは不合理である。第三に、投資がもたらした果実に勤労所得よりも高い税率を課すことが、貯蓄に対して確かに有害であると判断するはずである。以上の三つの見解である。

ピグーは、税率の面で勤労所得が不労所得よりも優遇されていることに対する異議に、一定の理解を示している。その半面で、不労所得に勤労所得以上の高い税率を課すことによって、貯蓄に有害な影響を与えるという論点には、別の側面があることを指摘する。すなわち、所得が自分自身の生活や尽力に依存するような人は、将来に備えて必ず一層多くの貯蓄を行わなければならないし、それ故に、投資から生ずる同等の所得を有する人よりも、担税力が低いという側面がそれである²⁰⁾。

上述のような主張を踏まえた上で、ピグーによると王立委員会は、勤労所得と不労所得との

間での差別化を継続すべきであるという見解に至った。しかし他方で、実際に不労所得に対する猶予された租税ともいえる相続税の最近の増加、及び家族手当の申請の増加に鑑みて、差別化の総額を小規模の程度で適切に削減することも決定された。

ここに至り、王立委員会は勤労所得と不労所得との間で、課税を差別化する決定をしたのだが、そこで新たな問題が発生することをピグーは指摘する。つまり、必要な差別化をいかなる方法で確保するかという新たな問題である。

ピグーによると、この差別化に関して以下の方法が従来から実施されてきた。2500ポンド以下の様々な所得に対して適用される各税率において、不労所得よりも勤労所得を1ポンド当たり9ペンス低くするという方法がそれである。

またこの取決めには、非常に多くの変則が伴っていた。具体例を挙げると、以下の通りである。240ポンドの所得を有する単身者を最初に想定する。当時の法の下では、その人は120ポンドの控除(abatement)を受ける権利があった。しかし、所得の一部が勤労所得であるときには、不労所得の前に勤労所得から課税を控除しなければならなかった。それゆえに、残り120ポンド分には勤労所得の課税軽減措置が適用されないのので、所得240ポンドのうち、半分が不労所得で半分が勤労所得である人は、240ポンドの不労所得を有する人と同程度の課税を被ることになる。

ただし、ピグーはこのような変則を適用する

20) ピグーは、『財政の研究』においても、勤労所得と投資所得とを別に扱うことを「報告書」と同様に強調している。さらに、犠牲の観点で踏まえた分析が追加されている。すなわち、二人の人物が同等の所得を有しているが、一方には財産があり他方には財産がない場合には、均等な課税は後者に対してより大きな犠牲を加えるだろうし、そして均等犠牲をもたらすためには後者に有利になるように何か斟酌されなければならない(Pigou 1928, 103)。

ことによって差別化が適切に実施できると考えたわけではない。というのも、上述の例において不労所得にも課税控除を適用すると、例えば240ポンドの所得の全てが勤労所得であるような人が、二種類の所得を同割合で得て合計で240ポンドの所得を有する人と、同程度の課税を被ることになるからである。そしてこのことは、勤労所得に対して特別の税率を課すという特権が、その特権を最も必要とすると合理的に想定されるかもしれないような、小額の勤労所得の所有者に適用されないことを意味する。

そこで、子どもを有する夫婦及び単身者を考慮した際には、はるかに広い範囲に及ぶと想定される、この「逆説」(Pigou 1920b, 615)を未然に回避する方法が必要となる。ピグーは、以下の対応策を提示している。それは、総所得に占める勤労所得と不労所得の額に比例して、勤労所得と不労所得のそれぞれの部分から控除を行う方法であった。しかしこの対応策でも不備が生ずることを、ピグーは認めている。なぜならこの方法は、実情として、課税査定が実施される前に両所得の正確な額の知識が必要となり、また別の所得割合が登場する場合にはさらなる注意を払う必要があるなど、大きな実際上の諸困難が伴うからである。

そこで王立委員会は次のような打開策を提案するに至った。すなわち、所得2000ポンドまで、各勤労所得1ポンドを不労所得1ポンドの10分の9と同等として扱い、全課税査定がこの基準に基づいて実施される、という打開策である²¹⁾。

21) ピグーは、次のような事実を指摘している。すなわち、「現在の英国の税法(scale)の下で、勤労所得の各ポンドは、50ポンドの租税という最小限の斟酌(課税評価が可能な所得ではない)に達するまで、投資所得1ポンドの6分の5と同等に数えられている」(Pigou 1928, 103)という事実である。ピグーは、この事実が王立委員会の報告書に基づいたものであることを明示していないが、少なくとも王立委員会の勧告の方向性に沿ったものであることに間違いはない。

それでは、この領域におけるピグーの貢献として、どのような点を指摘できるだろうか。第一に、勤労所得と不労所得に対して従来から行われてきた課税方法の問題点を整理したうえで、それでもなお勤労所得を優遇する差別的な課税制度の維持を理論面で支えた。また不労所得に不利な課税方法が貯蓄に有害な影響を与えるという異議に対しては、財産所得等を有する人のほうが、一層担税力が高いという理由で従来の方法に肯定的な判断をしている。第二に、両所得の差別化に関する具体的な改善策の提示に尽力した。従来の課税控除方法を吟味したうえで、改善すべき問題点を現出させ、その上で打開策の方向性を提示したことはピグーの貢献であるといえよう。

5. 課税対象としての単身者と夫婦及び子どもの扱い方

前項の議論を通して、ピグーが課税の「公平性」を担保するという観点から、不労所得に比べて勤労所得を優遇する課税方法を重視したことが明らかとなった。そして、その観点から議論の対象としたのが、担税力に応じた課税制度の在り方である²²⁾ (Pigou 1920b, 616-619)。この点に関して以下の事実が挙げられている。つまり、夫と妻の生活を支えなければならない所得、それにもまして夫と妻と三人の子供たちの生活を支えなければならない所得には、未婚男性に属する同額の所得と同じ課税容量があるわけではない、という事実である²³⁾。

ピグーによると、小額の所得や中規模の所得については、妻に対する手当や児童手当という形を採った減税という規定によって、課税容量の差異が現行法において認識されていた。そして、このような手当は、未婚男性や未婚女性よりも所帯持ちの男性や子供の無い夫婦に対して、一層高い課税免除を設定することを正当化する同様の考察によって、正当化されるというわけである。

しかしピグーが認めるように、課税免除範囲

や手当実施の範囲を策定するに当たり、適切で正確な具体的な数字を決定することは非常に困難な問題である。併せて、担税力に応じて課税を変更する方策には、従来から多方面での議論があったことをピグーは指摘している。つまり一方では、貧しければ貧しいほど、人は一層多くの助けを必要とするので、それ故に、その人が妻や子供たちを養うために獲得すべき手当は一層多くなる、他方で、富裕者の妻や家族は、自らの生活を養うために貧者よりも一層多くの費用を費やす、と主張が存在した。

ピグーによると、王立委員会はこうした様々な議論を踏まえて、単身者、夫婦、及び子供を有する夫婦各々に対して課す所得税額の差別化を現在よりも明白に一層拡大する、また低所得に関する差別化に関しては目下制限すべきでない、という見解を示した。その上で、超過税と区別して、所得税目的のために、納税者の各カ

テゴリーに応じて定められてきた課税免除範囲と同様の課税控除を、課税実施前に、全所得について行うべきである、と委員会は勧告した。かくして具体的には、勤労所得に関して、未婚男性及び未婚女性に関しては150ポンド、子どものない夫婦に関しては250ポンド、三人の子どもを有する夫婦に関しては350ポンドを、それぞれ控除することが勧告された。

こうしてピグーが委員会の一員として、「公平性」の観点から、担税力に応じた課税の控除や手当の抛出の実施を擁護するに至ったことが明らかとなった。しかし、こうした方策を具体的に実施するためには、なおも越えなければならない問題点があることをピグーは自覚していた。それは、置かれた状況が異なる人々の間で、各々の所得階層に公平な負担を課す際の調整に関する問題点である。例として挙げられているのは、所得全てが勤労所得である人の担税力が、同額の所得でありながら、その所得全てが手元資金(fund)に由来するような人と同じではないこと、ましてや、大規模な家族を有する人には、同額の所得を有する未婚男性と同じ担税力があるわけではないことである。

ピグーによると、王立委員会はこれらの事実を認識していたが、その一方でさらに進んで、以下の事実も存在すると認識していた。すなわち、全ての所得階層において、勤労所得を有する人や所帯持ちの男性が、投資所得を有する人や未婚男性よりも担税力が劣ること、さらに、所得が大きくなるにつれて、様々な所得階層に関して、その比例した担税力が両者の間で一層接近するようになること、を委員会は認識していた。

そこで王立委員会は、上記の事実を踏まえた上でさらに調整を施す努力を行った、とピグーは指摘している。第一に、いかなる額の勤労所得であっても、最初の2000ポンドに対してのみ、勤労所得に対する租税の軽減(relief)を適用する。しかし、勤労所得以外の所得を含む場合には、全体の所得の規模がどのようなもので

22) ピグーは課税の公平性を確保するための方法として、担税力に応じた課税を主張した。なぜなら、「類似した状況下にある類似した人々を、同様に扱うべき」であり、課税に伴う犠牲を納税者に平等に課すことで課税の公平性が確保されるからである。換言すると、これは「厚生経済学第二命題」との関係で導出された「分配側面」の重視に他ならない(Pigou 1928, 129)。

この見解の背後には、所得の限界効用逓減の法則が存在すると想起される(Pigou 1920 a, 636-637)。さらにこの法則を基に、ピグーは累進所得税の導入にまで踏み込んでいく。

また、「厚生」の増大との観点から見た場合には、担税力に応じた課税(とりわけ累進所得税)によって、特に貧者の租税負担が低下すると予想される。租税負担の低下は厚生を増大を意味する(Pigou 1928, 59-60)と解釈可能なので、担税力に応じた課税は、厚生経済学第二命題の観点から、(経済的)厚生を増大に寄与することになる。

因みに、担税力に応じて税率を変更することが「公平」な課税方法であるというピグーの考え方は、その後も変わっていない(Pigou 1928, 101)。

23) ピグーは、『厚生経済学』初版においても同様の問題を検討し、「報告書」と同様の結論に至っている(1920a, 635)。

であろうとも、最初の 2000 ポンドに対して同様の税金の軽減が適用される。第二に、既婚者や家族持ちに対する控除を、どのような所得額であろうとも、全ての所得に対して拡張する。以上の二つの方策である。

その上で、以下の具体的な数字も委員会は呈示している。2000 ポンドの勤労所得を有する未婚男性が支払う租税を、2000 ポンドの不労所得を有する未婚男性よりも 60 ポンド少なくする。同様に、2 万ポンドの場合にも 60 ポンド少なくする。この 60 ポンドは、2000 ポンドの不労所得を有する未婚男性に課せられる租税の 8 分の 1 もしくは 9 分の 1 の間に相当するが、2 万ポンドの不労所得を有する未婚男性の場合には、租税額の 100 分の 1 を少し上回る額に過ぎない。

同様に委員会は、以上の議論を踏まえて、家族手当に関しても具体的な数字を推奨するに至っている。すなわち、所得 600 ポンドの水準では、妻と三人の子どもを有する男性(勤労所得だけを有する)が支払う税金を、未婚男性よりも 54 ポンド少なくする。同様に、所得 2 万ポンドの水準でも 54 ポンド少なくする²⁴⁾。そして、所得 600 ポンドの水準では、家族持ちの男性に対する税金の軽減は、未婚男性に対する租税額の約 60% となり、所得 2 万ポンドの水準では 100 分の 1 以下となる。

このようにピグーが、課税の「公平性」を重視して、担税力に応じた課税制度の在り方を模索したことが明らかとなった。つまり、同額の所得であっても扶養する家族の有無によって担税力に差異があることを認識し、それを踏まえた

差別的な税制や手当の具体化を推し進めたという点に、ピグーの貢献が認められる。

6. 課税の累進化

前項では、課税の公平性の観点から、ピグーが差別的な租税制度に理解を示し、具体的な税制の在り方にまで言及したことを明らかにした。ここに至りピグーは、課税の公平性の観点から今まで様々な議論がなされてきた、課税の累進化に焦点を合わせる。「大規模な所得が、小規模な所得よりも一層大きな割合で、所得税に寄与すべきであるという一般原理に、現在異議を唱える人は誰もいない」(Pigou 1920b, 619)という言葉からわかるように、ピグーは課税の累進化を擁護した²⁵⁾。

その一方でピグーは、「現行法には、細部に関して非常に重大な欠陥がある」(Pigou 1920b, 619)と述べ、現在の累進化にはなお改善すべき問題点があると認識していた。そこで王立委員会でも、現行法を見直して、実効性のある課税累進化を含めた新たな制度の構築に向けた議論が進められた。以下ではピグーが課税の累進化に関して、従来の税制にどのような問題点があると認識し、そしてどのような累進化を定着させようとしたかについて明らかにしよう(Pigou 1920b, 619-623)。

まず、どのような点が従来の累進化の問題点だと捉えられていたのだろうか。これまでの税制において累進化は、所得が異なるにつれて額が変化するような控除の方法、並びに 2500 ポンド以下の所得を六つの領域に分けて、それぞれに六つの異なる税率を課し、2500 ポンドを超える高額所得に対しては累進的な超過税の税率を課す方法の二つを結合する方法で実行され

24) この軽減策に関してピグーは、後の『財政の研究』において「現存する(1927 年の)英国の制度の下で、三人の子どもを持つ既婚者が、800 ポンド以後の全ての所得水準で、未婚男性よりも 36 ポンド少ない租税を支払うように斟酌される」(Pigou 1928, 102)と述べている。ここから、王立委員会の勧告がある程度政策に生かされたことと解釈することは可能であろう。

25) ピグーが租税負担の公平化を図るという観点で最も効果的な方法として、累進化を位置づけたことは明らかである。なぜなら「累進化が、差別化や家族手当よりも、国民分配分に対して極めて密接な関係を有していることが明らか」(Pigou 1920a, 638)だからである。

てきた。後者の累進税率を伴う超過税については、課税最低限を超える所得に対して、徐々に税率を上げるような方法で実施されてきた²⁶⁾。この超過税の方法については、「この制度は、スムーズで連続的な累進化を明らかに提供する」(Pigou 1920b, 619-620)と述べられており、ピグー自身何ら問題がないと認識していた。

他方で、ピグーが問題としたのは、超過税の対象となる所得以下の所得に対する累進化である。具体的には以下の問題点が指摘されている。つまり不労所得に対する税率が、1500 ポンドを境にして大きく異なっており、不労所得が1500 ポンドを1 ポンドでも上回ると、格段に多くの租税を支払わなければならないことである²⁷⁾。確かにピグーが指摘しているように、当時の法においても、1500 ポンドを上回る所得を有する人が、超過所得の全てを国家に引き渡し、そして1500 ポンドに対する税率で租税を支払うことを可能にするという救済策が採用されてきた。確かにこの救済策は、所得が1500 ポンドを少しだけ上回る人の状況が、以前よりも実際に一層悪くなることを防ぐという点で有効であるとも考えられる。

しかしピグーの理解では、この救済策には別の不都合な面がある。なぜなら、所得の何らか

の追加によって、以前よりも状況が何ら良くならず、逆に状況が一層悪くなる場合が考えられるからである²⁸⁾。この場合は、「明白に、仕事や儉約に対して非常に有害であり、また同様に耐えられないほどの不公平」(Pigou 1920b, 620)を伴う。そのために、何らかの別の救済策が否応なしに必要とされる。では、従来の累進化を一層効果的にするためには何が必要となるのか。

まずピグーは、課税方法に関して二つの案を提示する。すなわち、所得100 ポンドごとに税率を累進的に増加させる超過税の方法を全所得に適用すること、考え得る全ての所得額に対して別々の税率を課すに当たって、何らかの数学的公式のもとに完全に連続的な尺度を持つこと²⁹⁾、この二つである。そして実行可能という

28) 具体的には、所得が1500 ポンドから1576 ポンド5 シリング6 ペンスの間にある場合には、所得1500 ポンドを超過するいかなる追加所得も、1 ポンド当たり20 シリング(つまり100%)の税率を課せられる、ということである(Pigou 1920b, 620)。

29) ピグーは、累進税を数学的に処理する方法の一端を『財政の研究』で示している。詳細については別稿に譲り、本稿では結論だけを述べるにとどめる。第一に、代表的な納税者の所得効用曲線(ピグーは、全ての納税者が同様であると仮定している)が直角双曲線であるような特別の場合には、比例的な所得税は全ての納税者に対して均等犠牲を課す。第二に、所得効用曲線が直角双曲線よりも平坦ならば、全ての納税者に対して均等犠牲を課すためには、税率が逆進的である租税式が要求される。第三に、所得効用曲線が直角双曲線よりも急ならば、均等犠牲を課すためには、税率が累進的である租税式が要求される(Pigou 1928, 105-109)。

また所得効用曲線が直角双曲線であるというのは、ピグーによると、「ある人の所得から10% (あるいは何らかの他の百分率)減ずることが、どんな所得の大きさでも満足の同じ損失を常に引き起こすということを述べることであり、つまり、100 ポンドから10 ポンド引くことが、1000 ポンドから100 ポンド引くこと及び1 万ポンドから1000 ポンド引くことと、犠牲に関しては同じであることを意味する」(Pigou 1928, 110)。

26) すなわち、2000 ポンドを超過する最初の500 ポンドに対しては1 ポンド当たり1 シリング、次の500 ポンドに対しては1 ポンド当たり1 シリング6 ペンス、さらに次の1000 ポンドに対しては1 ポンド当たり2 シリングの税金を課す、という方法である(Pigou 1920b, 619)。

27) ピグーは、その根拠の背後に以下の事実があったことを指摘している。すなわち、不労所得1500 ポンドに対する税率が1 ポンド当たり4 シリング6 ペンスであるのに対して、1501 ポンドまたはそれ以上の所得に対する税率が1 ポンド当たり5 シリング3 ペンスである、という事実である。ピグーが指摘するように、この事実に基づけば、所得が1500 ポンドから1 ポンド増えただけで、55 ポンド10 シリング3 ペンス多くの租税を支払わなければならない(Pigou 1920b, 619)。

条件付きであるが、ピグーにとって、この二つの案は、税率の調整における完全な自由を与えることになるので、正しい事柄だった。

それでも、物事の判断に慎重なピグーは、この二つの方法を採用したとしても、ある問題に直面すると考えた。それは上述の方法を実施するに当たり、行政当局が、課税査定を行う前に納税者の正確な所得額を知る必要があるという問題であり、また多くの高額所得が、所得発生場所の異なる様々な所得の結合物であるという問題である。

具体的には、現行法において、総所得が例えば1000ポンドから1500ポンドの範囲内に明らかにある場合には、その納税者が自らの主たる仕事以外から得るどんな僅かな所得に対しても、1ポンド当たり4シリング6ペンスの税率で即座に課税が実施され、またその所得が勤労所得である場合には3シリング9ペンスの税率で課税が実施され得る、ということである。そうだとするならば、ピグーが認めるように、納税者がどこで所得を獲得したかを知ることが必要となる。

そのこともあってピグーは前段落の方法に疑問を呈するに至っている。すなわち、第一に、超過税の方法や定式に則った方法(formula plan)の下では、納税者の全所得の正確な総額を知らない限り、上述のような通常範囲外の所得を課税対象として評価することは不可能である。

第二に、何らかの理由で、ある納税者の所得の一部に関する課税評価が一年の間に変更を余儀なくされるような場合には³⁰⁾、当該納税者の所得に関する、その他全ての部分についての詳細な中身に言及することなしに、課税の適切な調整を行うことは不可能である。

第三に、超過税の課税対象となる水準を上回

る所得額が僅かである場合には、たとえ課税調整に付随する困難を克服することが可能で、その困難を実際に克服してきたとはいえ、その所得が高額な場合には事情は異なる。なぜなら、課税水準を大幅に上回る高額所得に関する課税評価の仕事は、内国収入庁の能力を超えた仕事に他ならないからである。以上の三点である。

それでは、こうした累進化の方法を成功裡に実施することは、絶対的に不可能なのだろうか。少なくともピグーは、そう考えてはいなかった。彼は名目税率(nominal tax)を導入することで、上述の累進化を実施することが可能であると考えた³¹⁾。具体的な数字として、以下の数字が挙げられている。すなわち、名目税率が1ポンド当たり6シリングで、控除が150ポンドであるとした場合には、所得200ポンドに対する有効な税率は1シリング6ペンスとなり、所得300ポンドに対しては3シリング、所得2000ポンドに対しては5シリング7ペンスとなる。

ただしこの具体例に関しては、ピグーが指摘するように、以下の異論が生ずると想起される。すなわち、単一の控除という計画によって、累進化した課税尺度を実質上確保することができるだろうか、またこうした累進化した課税尺度を台無しにするような、税率の急増(jumps)という障害を受けないだろうか、という異論である。そこでピグーによると、王立委員会は二つの税率と一つの控除を用いることによって、累進化が可能であると見出した。王立委員会が導き出した計画案は以下のとおりである。

まず先述のように、勤労所得は2000ポンドまで、不労所得の10分の9として換算される。そして不労所得で表示された控除が納税者

30) ピグーはその例として、納税者が所有する家屋に、1年の間に誰も人が住まなくなってしまう場合を挙げている(Pigou 1920b, 621)。

31) 単一の名目税率を適用する前に、全所得から同額の控除を行う場合に、そうした単一の名目税率方法の下で累進化の方法が成功する、とピグーは指摘している(Pigou 1920b, 621)。

の家族状態に応じて適用される。具体的に見ると、未婚男性に対しては135ポンド(これは150ポンドの勤労所得に等しい)、子どものいない夫婦に対しては225ポンド等の控除が適用される。その上で、控除を上回る所得の全差額に対して、1ポンド当たり3シリングの率で所得税を課す。加えて、課税所得が控除額225ポンドを上回る場合には、その差額分が1ポンドにつき3シリングの率で超過税の対象となる。つまり、課税所得のうち225ポンドを上回る部分は1ポンド当たり6シリングの課税となる。さらに、2000ポンドを超過する所得に関しては、現存の超過税に基づき、さらなる課税が実施される。

ピグーは、このように「提案された枠組み(現在では、予算において大蔵大臣が採用している)には、現存の枠組みに対する大きな、そして明白な利点がある」(Pigou 1920b, 622)と見なし、肯定的な評価を与えている。

こうして新たに具体化された累進化の枠組みに関して、ピグーは、次に現実性の観点から、行政上の管理に関する問題に考察を移す。結論を先取りすると、ピグーは上述の新たな累進化の方法が単純で容易に実行可能であると見なした。ここでも、具体例を明示した議論が示されており、説得力のある議論を試みた彼の姿勢を垣間見ることができる。

まず、全所得が勤労所得である、三人の子どもを持つ夫婦を想定する。その所得が350ポンド以下である場合には、いかなる租税も課せられない。所得が350ポンドから600ポンドの間である場合には、350ポンドの控除が適用された上で、所得の残りの部分全体に対して1ポンド当たり3シリングの税率の課税が実施される。さらに、所得が600ポンドを上回る場合には、以前と同様に350ポンドの控除が適用され、次の250ポンドに対して3シリングの税率の課税が実施され、それ以外の残りの全所得に対して6シリングの税率の課税が実施される。

このような具体的な方策に関しては、「行政

の単純化や便宜をさらに進めることはほとんどできない」、「われわれに行政上の困難のために十分な代価を支払う用意があるならば、所得税の累進化を一層満足に行うことができる、ということを経済学者が常に知っている」(Pigou 1920b, 623)と述べられており、上述の方策が行政上の観点から最善であることが示唆されている。そしてピグーは、王立委員会が、累進化を以前よりも一層満足なものにし、同時に以前よりも行政の仕事を困難にさせず、むしろ実際には容易にさせるような枠組みを考案した、と見なす。

以上の議論から、累進化の議論におけるピグーの特徴及び貢献を以下のように析出することができる。第一に、大前提として、ピグーが課税の累進化を全面的に擁護したことである。租税の公平な負担という観点から課税の累進化を擁護するからこそ、現状の政策に満足せず、一層効果的な累進化の模索を試みたと考えられる。さらにいえば、ピグーの理解では、所得税の累進化は多くの人々によって賛同され得る課税方法だった。因みに、累進所得税に賛成する立場は、主著である『厚生経済学』や『財政の研究』においても同様である(Pigou 1920a, 632-639; Pigou[1932]1999, 716; 山本 2010, 86-89)。

第二に、ピグーは超過税の対象となる所得以下に所得、いわば中位層以下の所得に対する従来の累進化に不備があることを認識して、不公平な税制を克服しようとした。これはピグーの貢献といえる領域だろう。具体的には、控除と名目税率とを組み合わせ、その税率に沿った種類別の税率を適用するなど、効果的な累進化の実施を模索した。

第三に、ピグーは、実効性のある税制という観点から、租税の理論的な考察だけに留まらずに行政管理上の問題にも踏み込んだ³²⁾。なぜなら、理論上優れた制度であっても実効性に乏しければ、適切な租税制度とは言えないからである。ここでも、具体的な数値例を示すなど、行政の負担をできるだけ軽くするような単純明快

な租税徴収方法に言及しており、実践的な経済政策の構築を重視した彼の姿勢を窺い知ることができる。

7. 企業にまつわる所得に対する租税のあり方

ピグーが所得税に関して最後に考察したテーマは、企業の発行する株式などから得られる所得に対する租税の在り方だった(Pigou 1920b, 623-625)。このテーマに至った背景には、「できる限り源泉において[租税の]徴収が行われるべきである」という英国所得税法の根本原理」(Pigou 1920b, 623)が存在する。ピグーの理解では、上述の根本原理は、企業の発行する株式から得られた所得に関して、その所得が企業の側で1ポンド当たり6シリングという標準税率での課税を被ることを意味する。

ピグーは、この制度が極めてうまく機能すると考えており、さらに王立委員会もこの制度を変更すべきではないという見解を強く持っていたと指摘している。しかし、彼の考察はこれで終わりではない。一見何も問題が無さそうに見える制度であるが、「株式保有者には分配されずに、企業の資本への追加に転用されるような企業利潤に関連して、困難が発生する」(Pigou 1920b, 623)というのがピグーの理解である。以下では、その問題点の詳細とともに、ピグーによるその問題点の克服を明らかにする。

この方法においてピグーが問題としたのは、課税対象となり得る貨幣が、株式保有者に属している貨幣であり、株式保有者が自身の事業に再投資することを集合的に選択する貨幣であるという状況である。それ故に、個々の株式保有者に属するような貨幣の部分は、その株式保有

者に支払い義務のある税率で課税を受けなければならないことになる。しかしピグーが認めるように、行政がこの方法を管理するのは不可能である。そうだとすれば、課税対象となる所得全ての税率が1ポンド当たり6シリングという単一の税率となる。

ただし、こうした取り決めに対してピグーは、どちらかと言えば否定的である。なぜなら、「標準的な税率以下の税率という責任を負うべき株主に対する、何らかの不公平を伴う」(Pigou 1920b, 624)からである。確かにピグーは理論的には、王立委員会が計画した累進化案が成し遂げられる時には、こうした不公平を被る人々の数が大幅に減少するという可能性を認めている。だが、現実の状況は異なる、というわけである。

それに加えてピグーは、租税収入という観点からみた場合には、一層重大な困難が存在すると思った。すなわち、超過税を免れない富裕者が、内部留保という形態によって、超過税を逃れるという困難である。こうした状況に対して、ピグーは、「彼ら(超過税を免れない富裕者)がこのような方法で投資する[内部留保という形で資本投資する]貨幣が、彼らが他の方法で投資する貨幣よりも寛大に取り扱われるべきである」という理由は明白に何も存在しない」(Pigou 1920b, 624)と述べ、内部留保を通じた投資によって、富裕者が超過税を逃れる事態を大変憂慮していた³³⁾。

それでは、この憂慮すべき事態を回避する方法はないのだろうか。ピグーは、そのための満足な方法の考案が格別に難しいことを指摘しつつも、王立委員会が次善策として以下の方法を勧告したと述べている。すなわち王立委員会は「株主の義務の回避もしくは減少という目的

32) 課税方法と行政との関係については、『財政の研究』においても同様に論じられている(Pigou 1928, 132-134)。所得税徴収の困難さ及び費用が考察されており、週決めの賃金労働者たちの大部分から、非常に理に適った行政上の費用で所得税を徴収することが実行可能である、という見解が表明されている。

33) ピグーは、超過税を逃れるために、個人経営による企業形態を故意に採用するという事実が実際にあることを、併せて指摘している(Pigou 1920b, 624)。

で、一企業の利潤あるいはそれらの一部が内部留保されることに、もしくは特別配当株として分配されることに、課税査定を行う当局が甘んずるときには、そうした株主の所得を、その利潤あるいはその一部がまるで通常の「国民」分配分として実際に分配されてしまったかのように扱って差し支えない」(Pigou 1920b, 625)という方法を勧告した。

このようにピグーを含む委員会が、株式から得る所得に租税を課すことに付随する問題点を明らかにしたうえで、次善策の提案に至ったことが分かる。そしてピグーが最も憂慮すべき問題として指摘したのが、内部留保によって超過税を逃れる富裕者が現に存在するという事態であった。そしてそれは、彼にとって、租税の公平負担の観点から容認できない事態でもあった。

以上からわれわれは、この領域におけるピグーの所得税論の特徴を以下のように理解することができる。すなわち、公平な租税負担方法の実現のために富裕者に貧者以上の税率を課することが、担税力の観点から社会的に受容され得る、ということである。たとえ内部留保が、将来の資本形成そして将来の国民分配分の創造に寄与するという側面があるとしても、公平性の観点から富裕者には一層の納税義務がある、というわけである。だからこそ、富裕者による意図的な課税回避をピグーは問題視したのであり、それを防ぐ方策の提示に腐心した。

おわりに

以上の考察から、ピグーが従来の所得税の問題点を詳らかにした上で、さらに具体的な政策にまで言及したことが明らかとなった。

ピグーは、現行の所得税制に鑑みた場合に、所得の定義、課税最低限、勤労所得と不労所得との差異、担税力に基づいた税制、課税の累進化、事業所得に対する税制などにおいて、不備や問題点があることを指摘し、その上で具体的

な改善策の提示を試みた。この様々な論点については、王立委員会以後、一層の理論化が試みられている。本稿で考察した論点の方向性も、その後の彼の財政論、特に租税論においてはほぼ一貫している。

またわれわれは、「報告書」の中で、ピグーが租税理論と政策との架橋を試みたと理解できる。上述の政策の基礎には、以下の理論が存在すると考えられる。

第一の理論は、厚生経済学第二命題との関係で重視される「分配側面」に関する理論である。つまりピグーは、集団の人員たちに同等に課税すべきこと、集団の人員たちの経済的諸状況の差異に応じて手当を付与することを条件として、彼らに同等に課税すべきこと、集団の人員たちの所得が大きければ大きいほど、ますます累進的に重い税率を支払うように彼らに課税すべきこと、を租税負担の分配上の理想としていた(Pigou 1928, 129)。これは換言すると、ピグーが担税力に応じた課税方法を理論的に重視したことを意味する。

またピグーは、「租税の告知のせいで通常、人々がある程度、租税の圧迫を避けるために自分の行いを変更する」(Pigou 1928, 73)という、課税の「告知側面」を強調した。それは、やがて国民分配分の大きさにも影響をもたらす側面である。これは厚生経済学第一命題との関係で重視される。「報告書」における、「投資がもたらした果実に勤労所得よりも高い税率を課すことが、貯蓄に対して確かに有害である」等の主張に対する理解や反論が、「告知側面」の一端を示していると言えよう。

第二に、ピグーは担税力に応じた課税を「公平な」租税であると度々主張しているが、これはピグーが重視する「厚生」の増大とも関連する。というのも、租税負担すなわち犠牲と「厚生」とは対照的な関係にあるからである。また、ピグーは必ずしも明示していないが、租税に伴う負担を最小にする、換言すると最小総犠牲を念頭に置いていたことも窺える。

第三に、上述のような租税に関する一般理論から、ピグーは「累進所得税」を推進することになった。ただし、彼は累進所得税の理論的考察を主に『厚生経済学』初版等で行い、「報告書」において理論的考察を十分に行っているわけでない。

われわれは、上述のようなピグーの租税理論が、現行法の不備、社会状況及び行政実務などに鑑みた上で、現実に即する具体策の提示という形で政策と関連を持ったと結論付けることができよう。

彼が提起した政策は、彼もその一員であった「王立所得税委員会」の勧告を通して、現実の政策へと影響を及ぼしていったと考えられる。われわれはその影響を、彼が「委員会勧告」について述べた論文である「報告書」を通して、理解することが可能である。これまでの研究において、「王立所得税委員会」の勧告が英国の租税政策に与えた影響を論じるものはあったが、ピグーの視点から論じるものは不十分であった。本稿はこうした点を重く見て、ピグー論文「報告書」を主たる考察対象とした。

さらに本稿を通して、実践的な経済学を重視したピグー像が浮き彫りになった。つまり、従来の研究を踏まえて、自説を租税政策に適用することを重んじる実践家としてのピグー像を、われわれは「報告書」の中に見出すことが可能である。他方で、自説を理論武装することに重点を置いた純粋な財政理論家としての側面も同様に認められる。本稿は前者のピグー像に焦点を当てた。後者については、山本(2010)で明らかにしたように、『厚生経済学』初版や『財政の研究』において垣間見える。

ピグーは王立委員会での活動以後も、1920年代の資本課税問題に触発される形で、引き続き財政の研究に取り組んでいる。特に、所得税に関しては、貯蓄及び国民分配に与える租税の影響を比較的詳細に論じるようになった。彼は晩年まで財政の研究を続けており、財政と雇用の関係などの新たな考察を加え、1947年に

最終版である第3版の『財政の研究』を公刊するに至っている。

本稿で明らかにした具体的な所得税政策論は、現実の経済政策に影響を及ぼしたピグー経済学という観点から重要である。その一方で、そうした政策論と他の財政論文献との一貫性や相違等の問題は必ずしも十分でない。また、現実の政策との関連で同様に重要な資本課税問題に対する彼の立場、財政と雇用との関係に関する問題なども、彼の財政論の全体像を理解する上で重要な議論である。これらの研究については今後の課題としたい。

ピグーは現存する税制に鑑みて、一層「公平な」税制の確立を目的として自らの研究に励んだ。従来の課税控除や各種手当、累進化などの問題点を指摘し、一層公平で適切な政策の提示を試みたというピグーの側面をわれわれは見落としてはならない。その端緒が論文「報告書」であり、その後の財政研究の土台になっていることに鑑みれば、「報告書」は大変意義深い文献と言えよう。

参考文献(議論の整合性を図るため、翻訳は適宜変更している)

- Clark, C. 1952. Colin Clark on Pigou. In Spiegel, H.W. ed. *The Development of Economic Thought: Great Economists in Perspective*. New York: John Wiley & Sons; London: Chapman & Hall. 779-794 (越村信三郎・伊坂市助他監訳『経済思想発展史』, 東洋経済新報社, 1954).
- Collard, D. 1999. Introduction. In A. C. Pigou: *Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan.
- Musgrave, R.A. 1959. *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*. New York: McGraw-Hill (木下和夫監修, 大阪大学財政研究会訳『マスグレイブ財政理論』全3冊, 有斐閣, 1961).
- Pigou, A. C. [1906]1996. *Protective and Preferential Import Duties*. Vol. 7 of *The London School of Economics Scarce Tracts in Economics Series*. London: Routledge / Thoemmes.
- , [1908b]1999. *Economic Science in Relation to Practice*. Vol. 1 of A. C. Pigou: *Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan (本郷亮訳『実践との関わりにお

- ける経済学』、『経済學論究』第62巻第3号：109-137, 関西学院大学経済学部研究会, 2008年).
- , 1920a. *The Economics of Welfare*. London: Macmillan.
- , 1920b. The Report of the Royal Commission on the British Income Tax. *Quarterly Journal of Economics*, 34(4): 607-625.
- , 1928. *A Study in Public Finance*. London: Macmillan.
- , [1932]1999. *Economics of Welfare*. 4th ed, Vol. 3 of *A. C. Pigou Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan (気賀健三・千種義人・鈴木諒一・福岡正夫・大熊一郎共訳『ピグウ厚生経済学』, 東洋経済新報社, 1953).
- , [1947]1999. *A Study in Public Finance*. 3rd ed., Vol. 7 of *A. C. Pigou Collected Economic Writings*. Basingstoke: Macmillan.
- Schumpeter, J. A. [1954]1994. *History of Economic Analysis*. New York: Oxford Univ. Press, reprinted (東畑精一訳『経済分析の歴史』全7冊, 岩波書店, 1955-62年).
- Shehab, F. 1953. *Progressive Taxation: A Study in the Development of the Progressive Principle in the British Income Tax*. Oxford: Clarendon Press.
- 池上 惇. 2002. 『財政思想史』有斐閣.
- 井出文雄・宇田川璋仁. 1955. 「ピグウ財政論研究」『エコノミア』(横浜国立大学経済学部), 第6巻第1号, 17-44頁.
- 坂入長太郎. 1989. 『財政思想史—財政学説・思想の史的研究』酒井書店.
- 佐藤 進. 1982. 『財政学』税務経理協会.
- 代田 純. 1999. 『現代イギリス財政論』勁草書房.
- 中村一雄. 1961. 「ピグウ財政理論の一研究」『国民経済雑誌』(神戸大学経済経営学会), 第103巻第1号, 56-68頁.
- 古川卓萬. 1972. 「現代的所得税制度の完成—『所得税に関する王立委員会報告書』(1920年)を中心として—」『大分大学経済論集』, 第23巻第5号, 1-20頁.
- 本郷 亮. 2007. 『ピグーの思想と経済学—ケンブリッジの知的展開のなかで』名古屋大学出版会.
- 山本崇史. 2010. 「A.C. ピグー経済学における租税論の位置—厚生経済学の応用という視点からの考察—」『経済學研究』(北海道大学), 第60巻第2号, 79-100頁.